

京都府内で
空家にお困りの方へ

【京都市内の空家については京都市へご相談ください】

『空家相談窓口』が開設されました

まずはお電話を。。。 **075-211-2857**

電話受付：平日(月～金) 9:30～16:30

メール相談受付 akiya@kyoto-kenchikushikai.jp

*** メール相談の場合は、別紙**相談シート**をお送りください ***

空家相談･広域相談窓口
一般社団法人 京都府建築士会・空家ネットワーク

【空家の、こんなことでお困りではありませんか?】

どこに相談すればいいの?　売りたいんだけど･･･　貸したいんだけど･･･
管理をしてもらえるの?　解体はどうすればいいの?　費用って、どのくらい?

弊会地域担当者がご相談を承ります。必要に応じて、ご相談内容に合った窓口をご紹介。

地域担当者は窓口に常駐していませんので、ご来訪によるご相談はお受けしておりません。折り返しの電話相談となります事をご了承ください。

空家相談･広域相談窓口　一般社団法人 京都府建築士会・空家ネットワーク

〒600-8436 京都市下京区室町通松原下ル元両替町 254　TEL 075-211-2857　FAX 075-255-6077
ホームページ http://www.kyotofu-kenchikushikai.jp　E-MAIL akiya@kyoto-kenchikushikai.jp

空家は適正管理が必要です。
京都府でも空家が増加し、問題になっています。
あなたやご家族が住んでいた家は、大丈夫ですか?

空家がなぜ問題になっているのでしょう?

適正な管理がされず放置された空家は、倒壊の危険性や放火、不審者の侵入、害獣の棲み着きなど様々な問題が起きるだけでなく、景観を損ねるなど近隣や地域にとって問題となるからです。

空家の持ち主の責任とは

建物の倒壊やものの落下や、また放火や犯罪の原因になるなど近隣や通行人に被害が及ぶ場合には、持ち主に損害賠償などの管理責任が問われることもあります。

匿名で相談をしたい。。。

匿名での相談も受け付けます。
ただし、お名前はいただきませんが、各地域担当者から折り返しのご連絡をいたしますのでお電話番号等のご連絡先をお伺いします。

(個人情報を相談以外に使用することはありません。)

相談に費用はかかる?

初回電話相談 30 分程度は無料です。
現地調査や面談打合せ等には費用がかかる場合がありますので、各地域担当者にご確認ください。

※ご紹介する団体によっては相談費用がかかる場合もありますので、団体の担当者にご確認ください。

ご安心ください。必要に応じて、専門の団体窓口をご紹介いたします。

- (一社) 京都府建築士会
- 京都弁護士会
- 京都司法書士会
- (公社) 京都府宅地建物取引業協会
- (公社) 全日本不動産協会京都府本部
- (一社) 京都府建設業協会
- 天橋作事組



空家相談･広域相談窓口

一般社団法人 京都府建築士会 ・空家ネットワーク

〒600-8436 京都市下京区室町通松原下ル元両替町 254
TEL 075-211-2857 FAX 075-255-6077
ホームページ http://www.kyotofu-kenchikushikai.jp
E-MAIL akiya@kyoto-kenchikushikai.jp